

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで
② 昭和48年10月から51年3月まで

私は、昭和50年5月頃まではA市B区に居住し、その後はC市に転居した。申立期間①及び②当時は、いずれも私か夫が納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を併せて納付していた。保険料を納付した期間も保険料を免除してもらった期間も全て夫と同じはずなのに、私だけ申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。保険料を納付した事実を確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金受付処理簿及び国民年金手帳記号番号払出補助簿によると、申立人の夫と連番で付番されている申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年6月から同年12月までの間にA市B区に払い出されたものであるところ、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を42年*月(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間①及び②の保険料については、現年度納付又は過年度納付することが可能であった。

また、申立期間①については、3か月と短期間である上、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、その前後の期間の保険料が現年度納付されていることが確認できるほか、夫の当該期間の保険料は納付されていることが確認できることから、申立期間①に係る保険料について

も夫婦一緒に納付していたと考えることも不自然ではない。

一方、申立期間②については、i) C市の国民年金被保険者記録によると、申立期間②の直後に当たる昭和51年度の夫の保険料は3か月ごとに現年度納付されているのに対して、申立人の同年度の保険料は昭和54年3月7日に過年度保険料として納付されていること、ii) 同市の国民年金被保険者記録及び夫の52年度の保険料の領収書の写しによると、52年4月から同年12月までの保険料納付状況においても、夫の同年4月から同年6月までの保険料は同年8月9日に納付されているのに対して、申立人の当該期間の保険料は約半年後の53年1月5日に納付されているなど、申立人の保険料納付年月日は夫よりも遅れていることが確認できること、iii) 国民年金被保険者台帳において、申立人のみ50年度及び51年度の摘要欄に過年度納付書が発送された旨が記載されており、当該年度について、夫の保険料は現年度納付されていることから、当時、夫婦の納付状況は相違しており、夫の保険料が納付されていることのみをもって、申立人の保険料が納付されていたとまで推認することはできない。

また、C市の国民年金被保険者記録及び国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間②に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との食い違いは無い。

さらに、申立人又は夫が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案 7507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間当時、B社のグループ企業であるA社からC社に出向した。勤務の中断はなく社会保険料も控除されていたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出されたB社の従業員名簿により、申立人は、同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の従業員名簿によると「昭和52年9月20日C社」との記載が確認できるものの、当時の経理担当者は「グループ企業間の異動の場合、B社で決定し、給与計算、支払い及び社会保険等の手続は関連会社各社で行っていた。異動は頻繁にあり、業務の状況に応じて発令日の数日後に異動することもあった。」と証言している上、申立人の雇用保険の記録によると、A社の離職日が昭和52年9月30日、C社の取得日が同年10月1日となっていることから判断して、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年8月の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和52年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成20年12月15日
② 平成21年12月15日

申立期間①及び②について、厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「平成20年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「平成21年賃金台帳（賞与分）」により、申立人は、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の源泉徴収簿及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届が未提出であったとして年金事務所に届け出ており、当該期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件15件（別添一覧表参照）

別紙【厚生年金あっせん一覧表】(愛知)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額	
					平成20年12月15日	平成21年12月15日
					標準賞与額	標準賞与額
7508	男		昭和27年生		36万 2,000円	33万 5,000円
7509	男		昭和45年生		31万 4,000円	29万 4,000円
7510	男		昭和27年生		30万 9,000円	29万 4,000円
7511	男		昭和21年生		24万 9,000円	21万 6,000円
7512	男		昭和22年生		24万 9,000円	21万 6,000円
7513	男		昭和29年生		34万 8,000円	33万 3,000円
7514	男		昭和27年生		30万 9,000円	29万 4,000円
7515	男		昭和23年生		24万 9,000円	21万 6,000円
7516	男		昭和37年生		30万 9,000円	29万 4,000円
7517	男		昭和41年生		30万 9,000円	29万 4,000円
7518	男		昭和39年生		29万 4,000円	29万 4,000円
7519	女		昭和27年生		31万 4,000円	29万 4,000円
7520	男		昭和23年生		25万 8,000円	21万 6,000円
7521	男		昭和21年生		24万 9,000円	21万 6,000円
7522	男		平成2年生		30万 9,000円	29万 4,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は33万4,000円、申立期間②は33万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月15日
② 平成21年12月15日

申立期間①及び②について、厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「平成20年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「平成21年賃金台帳（賞与分）」により、申立人は、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間①は上記の源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から33万4,000円、申立期間②は上記の

賃金台帳において確認できる賞与額から 33 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届が未提出であったとして年金事務所に届け出ており、当該期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は25万円、申立期間②は23万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月15日
② 平成21年12月15日

申立期間①及び②について、厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「平成20年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「平成21年賃金台帳（賞与分）」により、申立人は、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間①は上記の源泉徴収簿において確認できる賞与額から25万円、申立期間②は上記の賃金台帳において確認できる保険料控除額から23万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届が未提出であったとして年金事務所に届け出ており、当該期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を23万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月15日

申立期間について、厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「平成21年賃金台帳(賞与分)」により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(23万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届が未提出であったとして年金事務所に届け出ており、当該期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月15日

申立期間について、厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「平成21年賃金台帳(賞与分)」により、申立人は、申立期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認できる賞与額から、23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届が未提出であったとして年金事務所に届け出ており、当該期

間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和46年3月1日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月28日から同年3月1日まで
定年退職するまで、A社及び同社の関連会社に勤務していた。異動はあったが継続して勤務していたので、年金記録が空白となっている期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員台帳及びC健康保険組合の記録により、申立人は、昭和43年4月1日から平成13年1月22日までA社及び同社の関連会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の人事担当者によると、「異動日については資料が無く不明であるが、通常、月末での異動は考え難く、資格喪失届の喪失年月日を誤って届け出た可能性は考えられる。」としているところ、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和46年2月28日にA社B支店を離職し、同年3月1日にD社において資格取得していることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和46年2月1日に取得し、同年2月28日に資格を喪失していることが確認できるところ、同年2月は厚生年金保険法第19条第2項の規定（同月得喪）により、厚生年金保険被保険者期間とされることから、同年2月に係る厚生年金保険料については、納付済みであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和46年3月1日（A社B支店からD社に異動）であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月から同年10月までの期間及び13年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年8月から同年10月まで
② 平成13年1月から同年3月まで

私は、20歳になった平成4年*月頃に国民年金の加入手続きを行い、その後、現在まで国民年金保険料をきちんと納付してきた。申立期間当時は、遅れながらも時効に注意してA社会保険事務所(当時)で納付したはずなので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の保険料を時効に注意してA社会保険事務所で2か月ごとに納付していたとしているが、申立期間①及び②の保険料の納付金額及び納付時期についての記憶は明確ではないことから、保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び領収(納付受託)済通知書等によると、申立期間①直後の平成12年11月及び同年12月の保険料が14年12月19日に過年度納付されており、申立期間②直後の13年4月及び同年5月の保険料が15年5月23日に過年度納付されていることが確認できる。このことから、申立期間①及び②直後の期間に係る保険料を過年度納付した時点においては、申立期間①及び②の保険料については、それぞれ既に2年の時効が成立しており、遡って保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①及び②当時には、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少ない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連

資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から48年9月まで

私は、婚姻後に何度も転居したため住民票で住所地の確認ができず、居住期間の記憶も定かでないが、申立期間当時はA市及びB町に住んでいた。A市に住んでいた頃は、会社退職後の昭和40年12月頃に同市役所で国民年金の加入手続をした後、同市役所の窓口で保険料を納付していた。B町には、恐らく42年4月頃に転居したと思うが、当初は町内会の役員に、その後は48年9月頃にC市へ転居するまで、B町役場の窓口で1か月500円程度の保険料を納付していた。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年12月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているものの、国民年金に加入した際に交付される国民年金手帳の受領について記憶が無いとしており、保険料納付についても同市役所窓口で納付したとするのみで、納付時期、納付周期、納付金額については全く記憶に無いとしている。このほか、42年4月頃にB町へ転居後は、1か月500円程度の保険料を、当初は町内会役員に、その後は同町役場窓口で納付していたとしているが、具体的な納付時期、納付周期についての記憶は全く無いとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びB町の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金被保険者資格は、いずれも任意加入被保険者として昭和48年10月29日に取得したとされており、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金の加入手続は

この頃に初めて行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立人は、国民年金の任意加入対象者に該当するが、任意加入の対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできず、遡って保険料を納付することもできない。

加えて、申立人が居住していたとするA市によれば、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しないとしていることから、申立人が同市で国民年金に加入し、保険料を納付していた形跡がうかがえず、B町の国民年金被保険者名簿においても、申立人が申立期間の保険料を納付していた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、婚姻後の昭和 60 年 6 月頃に、A 町役場から国民年金保険料についての連絡があり、納付書が送られてきたので、58 年 4 月から 61 年 3 月までの 3 年分の保険料としてまとめて 20 万円ぐらいを同町役場で納付した。同年 4 月からは、私と夫の二人分の保険料を一緒に前納していたにもかかわらず、私の分だけが未納とされているのはおかしい。保険料の納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和 60 年 6 月頃に、A 町役場から国民年金保険料についての連絡があり、納付書が送られてきたので、申立期間のうち、58 年 4 月から 61 年 3 月までの 3 年分の保険料を納付したとしているが、国民年金の加入手続については具体的な記憶が無いことから、申立人に係る加入手続状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出補助簿及びオンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の加入状況等によると、申立人の国民年金加入手続は平成 3 年 5 月頃に A 町で行われたものとみられ、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この加入手続の際に、申立人が 20 歳に到達した昭和 57 年 * 月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間当時、申立人は、国民年金に未加入となり、申立人が主張する 60 年 6 月頃には 3 年分 (58 年 4 月から 61 年 3 月まで) の保険料を納付することができず、同年 4 月以降の申立期間の保険料についても夫の分と一緒に前納することはできなかつたと考えられるほ

か、この加入手続時点においては、申立期間の保険料は既に2年の時効が成立していたことから、納付することもできなかったものとみられる。

さらに、申立人は、昭和60年6月頃に、申立期間のうち、58年4月から61年3月までの3年分の保険料を20万円ぐらい納付したとしているところ、当該期間の保険料額は22万5,480円であり保険料額が近似している。しかしながら、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の平成元年度及び2年度の保険料が平成3年5月23日に遡って過年度納付され、3年度の保険料が3年5月22日に現年度納付されていることが確認できる。このことは、前述の加入手続時期及び被保険者資格の取得状況とも符合しており、不自然な点は見当たらないことから、申立人が3年分の保険料を納付したとする記憶は、申立期間直後の元年度から3年度までの期間の保険料納付に係る記憶であった可能性も否定できない。

加えて、申立期間のうち、昭和61年4月から平成元年3月までについては、申立人は、夫と二人分の保険料を一緒に前納していたにもかかわらず、夫については保険料の未納が無く、自身だけが未納とされているのはおかしいとしているところ、夫の国民年金加入手続は、婚姻前の昭和48年5月頃に行われており、当該期間については、夫は既に国民年金被保険者資格を取得しているのに対し、申立人は、上記のとおり申立期間当時は国民年金に未加入であったことから状況は異なり、夫の納付記録をもって申立人が当該期間の保険料を納付していたものと推認することまではできない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月頃から同年9月1日まで
② 昭和26年5月24日から27年8月1日まで

私は、昭和25年3月頃にA社に入社し、B社に入社するまで3年ほど勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間①及び②については厚生年金保険の被保険者記録が無く、空白となっていることが分かった。A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社退職後に入社したB社に保管されている人事記録の職歴欄から判断して、申立人が申立期間①の一部及び申立期間②においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和60年12月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①及び②当時の事業主及び社会保険関係の事務担当者は既に死亡している上、複数の同僚は、「A社における厚生年金保険の取扱いは不明である。」と供述しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①については、複数の同僚が「入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日は一致していない。」と証言しているほか、申立人は、「A社で同期入社した者はいなかった。」と述べているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む6人が同日（昭和25年9月1日）に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では当時、入社と同

時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間②については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社において昭和27年8月1日までに被保険者資格を取得している者のうち、申立人と同様に同社において複数回取得していると記録されている同僚が6人確認できるところ、このうち4人は所在が不明であり、証言を得ることができず、残る2人は、「当時のことは思い出せない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除等がうかがえる回答は得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 49 年 6 月下旬頃から同年 9 月 26 日まで
③ 昭和 57 年 9 月 28 日から同年 10 月 5 日まで
④ 昭和 57 年 10 月 7 日から同年 10 月 21 日頃まで
⑤ 昭和 58 年 6 月 26 日から 59 年 3 月 31 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②は同社に勤務していないので、申立期間①の資格取得日及び申立期間②の資格喪失日を訂正してほしい。

B事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間③は同事業所に勤務していないので、資格喪失日を訂正してほしい。

C社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間④及び⑤は同社に勤務していないので、申立期間④の資格取得日及び申立期間⑤の資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社は、申立人の同社における勤務期間が分かる資料を保管していない上、申立人は同僚への聴取を望んでおらず、申立人の同社における勤務期間について確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における取得日は昭和 49 年 3 月 16 日、離職日は同年 9 月 25 日であることが確認でき、当該記録は厚生年金保険の記録と符合している。

さらに、A社は、「国(厚生労働省)側に記録されているとおりの届出を行い、申立人の申立てどおりの届出は行っていない。」と回答しており、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及

び同資格喪失確認通知書により、申立人の同社における資格取得日は昭和 49 年 3 月 16 日、資格喪失日は同年 9 月 26 日と届出されていることが確認できる。

加えて、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日及び資格喪失日の記録もオンライン記録と一致する。

申立期間③について、申立人が名前を挙げる当該期間における B 事業所の事業主は既に死亡しており、当該事業主の妻及び子に照会したが回答を得られない上、申立人は同僚への聴取を望んでおらず、申立人の同事業所における退職時期について確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人の B 事業所における離職日は昭和 57 年 10 月 5 日であることが確認でき、申立期間③において、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

さらに、申立人の B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格喪失日の記録は、オンライン記録と一致する。

申立期間④及び⑤について、C 社は申立人の同社における勤務期間が分かる資料を保管していない上、申立人は同僚への聴取を望んでおらず、申立人の同社における勤務期間について確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人の C 社における資格取得日は昭和 57 年 10 月 7 日、離職日は 59 年 3 月 30 日であることが確認でき、当該記録は厚生年金保険の記録と符合している。

さらに、申立人の C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日及び資格喪失日の記録は、いずれもオンライン記録と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。